

# 2025年日本国際博覧会自治体参加催事実施業務委託 仕様書

## 1 目的

「2005年日本国際博覧会」（以下、「愛知万博」という。）の理念の継承・発展、第20回アジア競技大会及び第5回アジアパラ競技大会（以下、「アジア・アジアパラ競技大会」という。）のPR及び愛知・名古屋の魅力発信を目的に、愛知県と名古屋市が共同で出展する「2025年日本国際博覧会」（以下、「大阪・関西万博」という。）の自治体参加催事において、ステージイベントや展示等を実施する。

本業務は、大阪・関西万博自治体参加催事事業の円滑な実施のため、2025年3月に策定する「2025年日本国際博覧会自治体参加催事実施計画」（以下、「実施計画」という。）に基づき、催事の準備や実施を行うものである。

## 2 出展概要（想定）

### (1) 主体

愛知県、名古屋市

### (2) 目的

- ・愛知万博の理念の継承・発展
- ・アジア・アジアパラ競技大会のPR
- ・愛知・名古屋の魅力発信

### (3) 会場

① EXPO ホール

② EXPO メッセ（うち2,000㎡の2/6区画※）

※ 残りの4/6区画は、山梨県及び岡山県が利用予定。

※ 各会場の概要は、以下のURLを参照すること。

[https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event_facility_summary_230911.pdf)

[content/themes/expo2025orjp\\_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event\\_facility\\_summary\\_230911.pdf](https://www.expo2025.or.jp/wp/wp-content/themes/expo2025orjp_2022/assets/pdf/sponsorship/event/event_facility_summary_230911.pdf)

### (4) 期間（搬出入期間を含む）

① EXPO ホール：2025年8月22日（金）

② EXPO メッセ：2025年8月21日（木）から8月25日（月）まで

日程	内容		
	EXPO ホール	EXPO メッセ	
21日（木）	終日	—	搬入・設営作業 リハーサル
22日（金）	9:00～12:00	搬入・設営	本番
	12:00～13:00	リハーサル	
	13:00～20:00	本番	
	20:00～21:00	搬出	
23日（土）	9:00～21:00	—	本番
24日（日）	9:00～21:00	—	本番
25日（月）	終日	—	撤収・搬出作業

※ 上記日程は、EXPO メッセを共同利用する他の自治体との調整等により、変更となる可能性がある。

## 【参考】

### 1 大阪・関西万博 概要

- (1) 日程 2025年4月13日（日）から10月13日（月）まで 184日間
- (2) 場所 夢洲（ゆめしま）（大阪府大阪市此花区）
- (3) 主催 （公社）2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）

### 2 自治体参加催事 概要

- (1) 出展単位
  - ・都道府県及び政令指定都市、またはその複数連合体
  - ・万博首長連合参加市町村の複数連合体
- (2) コンセプト

万博会場にふさわしい催事となるよう、例年実施している催事の枠を超え、「万博参加者全員に『未来にいのちをつなぐ一歩』のきっかけを創る。」体験を共有できるようなチャレンジングな催事。

### 3 用語の定義

本仕様書において、以下「甲」は愛知県、「乙」は名古屋市、「丙」は受託者をいう。

### 4 業務内容

#### (1) 自治体参加催事の実施準備業務

##### ア 運営マニュアルの作成

- ・EXPO ホール催事及びEXPO メッセ催事それぞれ作成すること。

##### イ 進行台本の作成

- ・EXPO ホール催事及びEXPO メッセ内ミニステージそれぞれ作成すること。

##### ウ EXPO ホール出演者との調整

- ・ステージイベント実施に係る出演者・関係者と必要な調整を図ること。

##### エ EXPO メッセ出展関係者（出展市町村・県関係部局等）との調整

- ・出展内容及び参加手続等に関する調整を行うこと。
- ・参加者の移動及び宿泊に関する助言等を行うこと（ただし、宿泊先のあっせんは不要とする。）。
- ・出展者パスを用意すること。

##### オ 県民市民参加者等との調整

- ・催事内容及び参加手続等に関する調整を行うこと。
- ・参加者の移動及び宿泊に関する助言等を行うこと（ただし、宿泊先のあっせんは不要とする。）。
- ・出展者パスを用意すること。

##### カ 協会等との連絡調整

- ・連絡調整、情報収集を行うこと。
- ・協会が求める資料の作成及び提出を行うこと。
- ・EXPO メッセ出展に関して岡山県、山梨県との事前調整を行うこと。

##### キ 協会への施設利用料等の支払い

- ・施設利用料、共益費ならびに空調使用料、その他の経費については、事前払い及び事後払い分を含め、本業務の委託料に含まれるものとし、協会の指示に従い、指定される期日までに支払いを行うこと。

なお、施設利用料等については、別途示す資料を参考に積算すること。

※EXPO メッセ施設利用料及び共益費である 1,407,970 円（税込）と、EXPO ホール施設利用料及び共益費である 674,520 円（税込）については、2025 年 4 月 30 日（水）までに協会へ支払うこと。

#### ク PR ツール等の作成

- ・愛知・名古屋の魅力を PR するため、会場内で配布するリーフレット・ノベルティ等を制作すること。

#### ケ その他

- ・EXPO ホール催事及び EXPO メッセ催事それぞれの開催に必要なスタッフを確保し、管理すること。
- ・展示・催事に必要な物品及び配布物を移送すること。
- ・会期中に発生した事故による来場者の傷害及び器物等の破損・汚損等に対する補償に対応できるイベント保険の加入・手続きを行うこと。

### (2) 自治体参加催事の実施業務

#### ア 催事の開催

- ・EXPO ホール催事及び EXPO メッセ催事それぞれの会場の設営・撤去を行うこと。  
なお、EXPO メッセの一次工事においては、EXPO メッセを共同で利用する岡山県、山梨県と調整の上、同一事業者へ依頼すること。  
※一次工事のサプライヤーリストについては、別途協会から示される予定。
- ・EXPO ホール催事及び EXPO メッセ催事それぞれの実施・運営を行うこと。

#### イ 催事の記録

- ・催事記録写真・動画の撮影及び編集（電子データ提供及び DVD 作成）を行うこと。

### (3) 事業報告書の作成

### (4) 上記以外で自治体参加催事の実施に付随して必要な業務

## 5 成果物の納品等

### (1) 成果物（納品媒体）

以下の成果物を、(2)の納品場所へそれぞれ提出期限内に納品すること。

提出物	提出方法・部数	提出期限
・運営マニュアル ・進行台本	電子データ 紙媒体・部数は別途指示	2025 年 6 月 30 日（月）
PR ツール	現物・電子データ 部数は別途指示	別途指示
記録写真・動画	電子データ DVD 1 部	2026 年 1 月 30 日（金）
業務報告書	電子データ 紙媒体 1 部	2026 年 1 月 30 日（金）

### (2) 納品場所

下記 2 か所それぞれに、上記の部数を納品すること。

- ・愛知県観光コンベンション局国際観光コンベンション課魅力発信グループ
- ・名古屋市総務局総合調整部総合調整課

## 6 留意事項

### (1) 専任担当者の設置

委託業務の開始から終了までの間、業務内容全般を常に把握している専任の担当者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に甲乙と連絡調整を行うこと。

### (2) 業務内容の順守

本業務実施にあたっては、企画提案の内容を遵守し、進捗状況、今後の進め方等を逐次報告するほか、委託業務の実施にあたって、事前に甲乙と十分に協議を行うこと。

### (3) 個人情報や企業情報の保護等の秘密厳守及び他用途への使用禁止

業務の遂行にあたっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。

### (4) 一括再委託の禁止

委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。契約業務の一部を委託する場合については、甲乙の承諾を得ること。

### (5) 業務遂行にかかる経費の負担

委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、本契約に含むものとし、丙が負担すること。

### (6) 著作権・使用权等の権利

委託業務の実施に当たり、使用する図表やデータ、画像、映像等の著作権・使用权等の権利については、丙において、使用許可等を得ること（甲乙が提供するものを除く。）。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、丙は、その一切の責任を負うこと。

### (7) 関係者との調整

業務の実施にあたり、業務を遂行するにあたり関係する者との密な連絡調整に努めること。

### (8) 問題発生時の報告

委託業務の実施に当たり、障害や事故等の問題が発生したときは、甲乙に遅滞なく報告するとともに、速やかに誠実な対応を行うこと。

### (9) 会計帳簿及び証拠書類の保管

丙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類について、本業務の終了した年度の翌年度から起算して5年間、甲乙の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存すること。

### (10) その他

本仕様書に定めのない事項は、甲乙と協議の上、決定するものとする。